

現 場 説 明 書

一般的事項 1

平成29年10月1日改正

1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」（平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知）とする。

2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。）を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
 - 1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
 - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」（平成26年10月3日第201400102617号県土整備部長通知）の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領」（平成19年8月15日付第200700071998号県土整備部長通知）第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者（県内に本店を有する者をいう。以下同じ。）と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」（平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知）に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
 - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
 - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
 - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

現 場 説 明 書

一般的事項 2

4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づきリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

5 建設資機材の使用について

(1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づきリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

(2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

(3) 建設機械の使用について

1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力をを行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

(4) ダンプトラック等による運搬について

1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込みず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

現 場 説 明 書

特記事項 1

平成29年10月1日以降適用

仕様書	<p>①平成29年10月1日時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況はhttp://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147を参照すること。</p>										
工程	<p>①(他工事等との調整) 工事の施工については、<u>岩美道路関連県発注工事</u>と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>②(部分完成、着工保留) _____については、_____まで_____（すること、しないこと）。</p> <p>③(施工時間) 本工事の施工時間帯は、<u>昼間施工(8:00~17:00)</u>を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____：～：_____とする。</p> <p>④(余裕期間設定工事) 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。</p> <p>⑤(鋼材の調達の遅れによる工期の延長) この工事の工期には、<u>鋼材調達期間として、ヶ月</u>を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p>										
用地関係	<p>①(用地、物件等未処理) 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。</p>										
支障物件	<p>①(埋設物等の事前調査) 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・調査済み〕である。</p> <p>②(支障物件) _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③(立木の置き場所) 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。</p>										
公害対策	<p>①(低騒音型・低振動型建設機械) 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____</p>										
安全対策	<p>①(交通安全施設等) 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、<u>交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>交通誘導員A</td> <td>人 (交替要員〔有り・無し〕)</td> <td>目</td> <td>合計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>1 人 (交替要員〔有り・無し〕)</td> <td>35 日</td> <td>合計</td> <td>35 人</td> </tr> </table> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>	交通誘導員A	人 (交替要員〔有り・無し〕)	目	合計	人	交通誘導員B	1 人 (交替要員〔有り・無し〕)	35 日	合計	35 人
交通誘導員A	人 (交替要員〔有り・無し〕)	目	合計	人							
交通誘導員B	1 人 (交替要員〔有り・無し〕)	35 日	合計	35 人							

現 場 説 明 書

特記事項2

濁 水 処 理	① (濁水処理)	工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、水・大気環境課長通知(平成24年3月27日付第201100201443号)に基づいて適正に処理すること。
	【建設発生土(処理)】	<p>① (他工事等流用) 建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____工事現場に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。</p> <p>② (建設技術センター) 建設発生土は鳥取市河原町三谷地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離_____km)・搬出(____m³)するものとする。なお、処分費として1m³当たり_____円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m²以上) センター事業所へ搬入申込(搬入日予約)をしている土量を、その後の都合により減じて搬入又はキャンセルする場合は、センターに対し搬入予定日の5日前までに(やむを得ない場合は、前日まで)所定の手続きを徹底すること。また、搬入日当日の土質の状態等により、搬入できない場合は、必ず、処分場管理事務所の管理員に連絡すること。</p>
建 設	③ (民間残土受入地)	<p>建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____に運搬(片道運搬距離_____km)するものとする。なお、処分費として1m³当たり_____円を_____に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数 300kN/m²以上)</p>
副 産 物 の 処 理	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】	<p>④ (分別解体等) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。</p> <p>コンクリート塊 1m³当たり_____円 アスファルト塊 1m³当たり_____円 建設発生木材 1m³当たり_____円</p> <p>⑤ (他工事等流用) (○)は、_____市・町・村_____地内_____工事で使用するものとする。</p> <p>⑥ (再資源化施設へ搬出) コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。</p> <p>(施設の名称・受入れ費用) コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円 アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円 その他() _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1t 当り_____円</p> <p>(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)</p> <p>(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。 エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。</p> <p>⑦ (木材市場等へ売却) 建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。</p>

現 場 説 明 書

特記事項 3

⑧(最終処理等) _____について、_____市・町・村 _____地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____km)を想定し、その費用として1t当り _____円を見込んでいる。
これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑨(産業廃棄物の処理に係る税) _____

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑩(建設発生木材の出来形数量) _____

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

建設副産物の処理

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。 また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪(マニフェスト) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用

①(建設発生土の使用) _____

工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、
使用箇所：_____に使用する。

②(再生資材の使用)

ア 雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に
使用する。

イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に
使用する。

ウ 再生クラッシャーラン〔規格:RC-40〕は、使用箇所：基礎碎石 _____に使用する。

エ 再生コンクリート砂〔規格:RS-_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。

カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：
に使用する。

キ 本工事において、再生クラッシャーランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。

工事用道路

①(農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

現 場 説 明 書

特記事項 4

仮 設 備

①河積を阻害する仮設物等については、出水期（毎年6月10日）までに撤去すること。これが困難な場合は、監督員と協議すること。

①（自社施工） 本工事においては、(※) 工（工を除く）のうち少なくとも千円までの部分は、鳥取県国土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。
※該当する細別（レベル4）を記載する。

②（工事名称） 工事標示板に記載する名称は、岩美第2事業所造成工事とする。
なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③（景観評価） ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④（工事成績評定） 本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象とする・しない。工事成績評定の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ〕に該当するため。
本工事は、公益財団法人 鳥取県建設技術センター発注工事であり、工事評定は行わない。

ア（維持工事）

本工事は、評定要領第2イの鳥取県の管理する道路・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるもの）を除く。）する工事（年間を通じて行う維持管理、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理）

イ（災害復旧工事）

本工事は、評定要領第ウの災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事

ウ（機器の納品、部品取替等工事）

本工事は、評定要領第2エの機器の納品、部品取替等の工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等）

エ（工事目的物の設置を伴わない工事）

本工事は、評定要領第2オの工事目的物の設置を伴わない工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬等）

⑤（監督体制）

本工事の監督体制は（一般・重点）監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥（三者協議）

本工事は、（対象工事の区分を記載）工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事等に適用）

⑦（技能士常駐）

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別：技能士、該当工種：工、仕様書根拠：1 = 1頁

イ 技能士種別：技能士、該当工種：工、仕様書根拠：1 = 1頁

ウ 技能士種別：技能士、該当工種：工、仕様書根拠：1 = 1頁

⑧（電子納品）

受注者が電子納品の適用を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とすることができる。

この場合、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に従い適正に納品すること。

そ の 他

現 場 説 明 書

特記事項 5

⑨ (情報共有システム)

予定価格 8 千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格 8 千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

建設機械の賃料について、ラフテレンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を一律採用している。ラフテレンクレーンについては、1ヶ月以上の長期利用に当たるものについては長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものについては通常単価を採用している。

本工事の_____工で使用を想定しているラフテレンクレーン（規格_____t吊）の採用単価は、（通常単価・長期割引単価）を採用している。具体的な単価については建設物価_____月号、_____頁を参照すること。

⑫ (杭工事の施工管理)

そ
の
他

- 杭工事については、毎日の作業完了後、元請業者から発注者に作業状況の報告をすること。報告は別紙様式によるものとする。（電子メール及びファクシミリ可）
- 杭工事の施工期間中は、全工程において、元請業者、杭工事専門業者及び杭工事に関連する下請業者が立ち会うこと。
- 杭の施工記録は原本を提出すること。施工記録が損傷するなど原本が提出できない場合は、理由書を作成し、監督員立ち会いのもと当該施工部分について検証を行うこと。

⑬ (交通誘導員)

交通誘導員は、残土受入時に県道からの進入口に1人配置することとしているが、受入状況等に応じて実績数量で変更を行う。

⑭ (施工工程・調整)

本工事は他の県工事と工程、交通規制、施工方法（手順）等の調整を行ながら施工を進める必要がある。発注者及び施工業者間で連絡を密にして施工すること。特に、国道178号（岩美道路）からの残土発生時期により本工事の工程調整を図っていく必要がある。場合によっては、残土受入状況から、一時的に工事の遅延の可能性もある。

⑮ (残土受入)

残土受入条件としては、鳥取県建設技術センターの基準（コーン指数300kn/m²以上）があるが、それにこだわらず岩美道路の発生状況により残土受入を行い場内にて曝気等の改良を行うことがある。

⑯ (地元調整)

本工事は、跡地利用を地元関係者が行うこととなるため、今後も引き続き、地元関係者との協議を行っていくこととしている。このため、地元関係者との協議の結果、工事内容の変更（追加・一部削除）の可能性がある。監督員の指示を受けること。

⑰ (通行ルート)

本工事での工事車両は、県道陸上岩井線を通行することとなるが、岩美町陸上側を通行（国道178号）通行することとし、国道9号線へ向けて通行しないことを基本とする。なお、やむをえず国道9号線へ向けての通行が必要となる場合は監督員と協議すること。

※ 明示する項目を_____部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

現 場 説 明 書(1/2)

特記事項 鳥取県土
(H29.2.9 改訂)

千代川水系における濁水防止対策	1 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、あらかじめ千代川漁業対策協議会事業調整会議において調整している。工事実施にあたっては、「千代川水系における汚濁防止対策申し合わせ(H27.7.28 千代川漁業対策協議会)」に基づき以下の事項を遵守して、汚濁防止に努めること。									
	ア 受注者は、汚濁防止（仮設足場等の設置を含む）に最善の注意を払い工事を行うこと。施工にあたっては、「ク 留意事項」を参照し、汚濁防止対策を徹底すること。									
	イ 汚濁防止等の対策は、千代川漁業対策協議会で協議の上合意されたものであり、汚濁防止対策の変更及び工期延長の恐れが生じた場合は、できる限り早い時期に監督員に報告し、指示を受けること。									
	ウ 汚濁防止施設等が設置された時点で、監督員の確認を受けること。また、撤去時においては残骸等がないようにすること。									
	エ 汚濁を生じる恐れるある仮締切の設置・撤去、瀬替や川替など河床掘削時は、監督員の立会を求める。必要に応じて千代川漁業協同組合と協議すること。									
	オ 千代川漁業対策協議会において現地立会が必要と認められた箇所については、千代川漁業協同組合と発注者で現地確認を行い、問題が認められた場合には双方協議することとしているので、工事着手前には監督員に確認すること。									
	カ 大型土のうを設置する場合の番号の色は（赤）とする。大型土のうは、設置及び撤去後の数量が分かるように管理すること。									
	キ 千代川水系については、毎年2月下旬～3月中旬にはやまめ成魚、4月下旬～5月中旬には鮎苗の放流、7月上旬には、やまめ、いわなの稚魚の放流が予定されており、放流日（1日程度）の前後の期間（10日程度）は、汚濁等を流出させる工事は実施しないこと。やむを得ない事情により作業を行う場合は、汚濁防止対策について千代川漁業協同組合と連絡調整を行つたうえで細心の注意を払い作業を行うこと。なお、稚魚放流等の詳細な日程については、監督員に確認すること。									
	ク 留意事項									
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>河床掘削 関係</td><td>(1) 河床掘削する際は、額縁（がくぶち）掘削すること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2) 発生した玉石（概ね20cm以上）は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床（水のあるところ）に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。</td></tr> <tr> <td>石積工 関係</td><td>(1) 石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。</td></tr> <tr> <td>仮設道路 関係</td><td>(1) 仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を構じること。</td></tr> <tr> <td>土のう 関係</td><td>(1) 河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号（赤色）を打ち、設置時及び撤去時に数量管理（写真管理）を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (2) 土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。</td></tr> <tr> <td>沈砂池 関係</td><td>(1) 原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2) 沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3) 高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4) 沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基數（連数）とすること。 効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5) ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基數を増やす等、効果を見ながら対応すること。</td></tr> </tbody> </table>	河床掘削 関係	(1) 河床掘削する際は、額縁（がくぶち）掘削すること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2) 発生した玉石（概ね20cm以上）は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床（水のあるところ）に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。	石積工 関係	(1) 石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。	仮設道路 関係	(1) 仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を構じること。	土のう 関係	(1) 河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号（赤色）を打ち、設置時及び撤去時に数量管理（写真管理）を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (2) 土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。	沈砂池 関係
河床掘削 関係	(1) 河床掘削する際は、額縁（がくぶち）掘削すること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2) 発生した玉石（概ね20cm以上）は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床（水のあるところ）に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。									
石積工 関係	(1) 石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。									
仮設道路 関係	(1) 仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を構じること。									
土のう 関係	(1) 河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号（赤色）を打ち、設置時及び撤去時に数量管理（写真管理）を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (2) 土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。									
沈砂池 関係	(1) 原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2) 沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3) 高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4) 沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基數（連数）とすること。 効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5) ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基數を増やす等、効果を見ながら対応すること。									
2 本工事は、河床の改変を伴う工事であり、以下のとおり千代川漁協による完成前確認を行うこととしているので、検査希望日を1週間前までに監督員へ連絡すること。										
ア 確認時期										
・工事完了前の河床整理が概ね完了した時点。ただし、完成確認時の指摘等に対応できるようバックハウ等が現地にある時期とすること。										
イ 確認事項										
<河床状況>										
・玉石をみお筋に並べたり、水中の護岸基礎部の保護を兼ねた寄せ石を行う等、魚類への配慮がなされているか。										
・平滑な河床にせず、みお筋を復元する等、着手前の河床が復元されているか。										
<仮設材（大型土のう等）等の撤去>										
・仮設材（大型土のう等）が全て撤去されているか。 ・設置時及び撤去時数量の管理資料（赤色番号入り空袋写真等）										
<工事資材や発生したゴミ等の撤去>										
・工事資材やゴミ等が河川内に残されていないか。										

現 場 説 明 書 (2/2)

特記事項 鳥取県土
(H29.2.9 改訂)

モグ 二調 タ查 リ等 ン	<p>・当工事はモニタリング調査（施工形態動向調査）対象工事（工種： ）であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。</p> <p>・当工事は施工合理化調査対象工事（工種： ）であるため、別途監督員から渡される調査票に記入の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。</p>
環境指 針 配慮 適用	当工事は「鳥取県公共事業環境配慮指針」適用工事であるため、別紙環境配慮チェックリストの「検討必要」事項を配慮するよう努めること。配慮した場合、環境配慮リストの「配慮した」欄をチェックし、配慮できなかった場合はその理由を附し、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
建設実態 副調査 産物	当工事は「建設副産物実態調査」対象工事であるため、別途監督員から渡される調査票等に記載の上、工事完成後すみやかに監督員に提出すること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事完成通知書の提出に先立って、県は鳥取県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第3編1-1-5に基づき実施する段階確認の最終項目として「臨場による現地完成確認」を行う。 2 請負業者は共通仕様書第3編1-1-5に基づき県に提出する段階確認報告書の段階確認項目に「臨場による現地完成確認」を明記すること。 3 請負業者は、掘削の施工にあたり、必ず施工前に埋設物について有無を確認すること。また、事前調査済みの箇所であっても、掘削時に埋設物等を発見した場合、速やかに監督員に報告し関係者の立会等を受けること。 4 現場説明書の要領等の最終改正は下記のとおりです。なお、とりネットにも掲載してありますので確認下さい。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 鳥取県低入基準価格及び最低制限価格設定要領（最終改正：平成25年10月8日付け県土整備部長通知） 2) 鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領（最終改正：平成27年3月25日付け県土整備部長通知）

※明示する事項を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は○○で削除して使用すること。

法令等による規制状況調書

工事名	岩美道路等の建設に係る建設発生土受人事業所造成工事(第2事業所)	工事場所	岩美郡岩美町宇治					
法令等	関係条文(必要手続き等)	手続の要否	申請先	申請等年月日	許可等年月日	許可等期間	許可書等写し添付	備考
道路法	□24条(道路管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
	□32条(道路の占用の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
	□95条の2(公安委員会との調整)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
河川法	□20条(河川管理者以外の者の行う工事の承認申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
	□24条(河川の占用の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
	□26条(工作物の新築等の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
	□27条(土地の掘削等の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	台帳で確認
鳥取県砂防指定地等管理条例	□18条1項(砂防指定地内における行為、占用の協議)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
地すべり等防止法	□18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	□7条4項(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の協議)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
農地法	□4条1項(転用の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	用地成果で確認
森林法	□27条(保安林の指定解除申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	用地成果で確認
	□34条(保安林における立木伐採の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	用地成果で確認
鳥取県海面漁業調整規則	□50条(漁場内の岩礁破碎等の許可)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
文化財保護法	□94条(埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知)	要・否					<input type="checkbox"/>	所管課に事前協議
	□125条1項(史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	所管課に事前協議
自然公園法	□20条3項(特別地域における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□21条3項(特別保護地区における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□33条1項(普通地域における行為の届出)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
鳥取県立自然公園条例	□11条3項(特別地域における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□13条1項(普通地域における行為の届出)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
自然環境保全法	□25条4項(特別地区における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□27条3項(海域特別地区における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□28条1項(普通地区における行為の届出)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
鳥取県自然環境保全条例	□16条4項(特別地区における行為の許可申請)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□18条1項(普通地区における行為の届出)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
採石法	□42条の2(国等に対する適用)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
砂利採取法	□43条(国等に対する適用)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
土壤汚染対策法	□4条1項(土壤汚染のおそれがある土地の形質変更の届出)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
景観法	□16条5項(景観計画区域内における行為着手前の通知)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
都市計画法	□34条の2(開発行為の協議)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
水路業務法	□6条(海上保安庁以外の者が実施する水路測量)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
	□19条1項(水路関係事項の通報)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
漁業対策協議会規約	□(事業調整会議等での協議)	要・否					<input type="checkbox"/>	管内図で確認
その他	例)法定外公共物等	要・否					<input type="checkbox"/>	

注) 1 許可(承認)書の写しを添付すること。

2 手続の要否について確認した方法を備考欄に記載すること。例)管内図で確認、所管課に事前協議、対象規模要件外など